

入札参加者の心得

入札

- 1 入札参加資格者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等の規定に抵触する行為を行ってはなりません。
- 2 高松市期間入札試行要領と期間入札（試行）に関する留意事項を熟読の上、入札書を提出してください。
- 3 入札参加者又は当該入札参加者の代理人は、他の入札参加者を代理することができません。
- 4 代理人が入札しようとするときは、入札書を入れた封筒に委任状を同封しなければなりません。
- 5 入札書は市指定様式によるものとし、これに入札年月日、入札参加資格者の住所、商号又は名称、代表者名（委任を受けた者にあつては、受任者の氏名も併記してください。）、件名、入札金額等を記入し、押印の上、「期間入札（試行）に関する留意事項」に従って、封書にし、提出してください。
- 6 入札情報の【注意事項】（5）により、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額（全契約期間における総額とする。）の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
記載事項を訂正するときは、誤字に二重線を引き、上部に正書し、欄外にその旨を明記して押印してください。ただし、金額の訂正は認められません。
- 7 提出した入札書は、引換え、書換え又は撤回をすることができません。ただし、入札書提出後の辞退については、高松市期間入札試行要領と期間入札（試行）に関する留意事項に定めるところによります。
- 8 指名競争入札において入札書を提出した者は、地方自治法施行令第167条の11第1項において準用する同令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しないことを誓約したものとみなします。
- 9 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。
 - （1）入札参加資格のない者のした入札
 - （2）連合その他の不正な行為によってなされたと認められるもの
 - （3）委任状の提出がない代理人のしたもの
 - （4）同一の入札について2以上の入札書を提出したもの
 - （5）入札書の金額、氏名若しくは印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明であるもの
 - （6）金額を訂正したもの
 - （7）高松市期間入札試行要領第9条第1項各号（期間入札（試行）に関する留意事項の9と同一内容）に該当するもの
 - （8）前各号に掲げるもののほか、市長が特に指定した事項に違反したもの

開札

- 1 令和3年6月23日（水）午前10時から行います。各入札者の入札金額が最低制限価格以上かつ予定価格の制限の範囲内でないときは、次に定めるところにより、再度の入札を行います。この場合、初回の入札において無効の入札をした者又は失格（最低制限価格に満たない入札をした者等）となった者は、再度の入札に参加することができません。

再度入札に係る日時等

入札書提出期間：令和3年6月23日（水）～6月28日（月）

（持参の場合は、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び土曜日を除く日の午前8時から午後4時45分まで。ただし、提出期間の初日は午後1時から、最終日は午前10時まで。）

郵送の場合は、上記提出期間の最終日の午前10時までまでに必着のこと。）

開札日時：令和3年6月28日（月）午前10時30分

- 2 入札執行回数の限度は、初回の入札及び再度の入札を合せて2回とします。
- 3 再度の入札をする場合において、初回の開札の結果発表した最低入札金額以上の金額で入札した者は、失格とします。
- 4 再度入札の結果、なお落札者がなかった場合は、最低金額提示者（失格者を除く。）と直ちに協議を行い、協議が成立した場合はその者を落札者とし、成立しなかった場合は当該案件を不調とします。最低金額提示者が協議を辞退した場合の取扱いは、高松市契約事務処理要綱第31条第2項ただし書の例によります。
- 5 落札決定を受けた者が辞退した場合は、その落札金額での契約について次順位の者と直ちに協議を行い、協議が成立した場合はその者を落札者とし、成立しなかった場合は当該案件を不調とします。
- 6 落札者が決定した場合は、速やかに、落札者に連絡します。落札者は、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上のうち、最低の価格をもって入札した者とします。
- 7 落札となるべき同価格の入札者が2人以上あるときには、直ちに、くじにより落札者を決定します（く

じの辞退はできません。)

8 落札業者は、「課税・免税事業者届出書」を提出してください。

入札の停止、中止及び取消し

- 1 緊急やむを得ない理由により、入札を行うことができないと認めるときは、入札を停止し、中止し、又は取り消すことがあります。
- 2 この入札においては、高松市公募型指名競争入札試行要領第10条は、適用がないものとします。